

平成 30 年 11 月 19 日

保護者の皆様

県立横浜翠嵐高等学校
校長 佐藤 到

学校感染症における出席停止の取り扱いについて

向寒の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして深く感謝申し上げます。

さて、感染症の流行が気になる季節となりました。次の感染症と診断された場合は、流行拡大防止の観点から、出席停止となります(学校保健安全法施行規則 19 条)。医師から診断を受けましたら、学校へご連絡いただくとともに、下表の基準をご参考の上、医師の指示により十分療養されますようお願い申し上げます。なお、回復されました折には、「学校感染症治癒報告書」をご記入の上、提出してください。(用紙は学校ホームページからダウンロードができます。または担任にご相談ください。)

※医師による診断書等の添付は不要です。

学校感染症と出席停止の期間の基準

	病名 (潜伏期間)	出席停止の基準	
第一種	感染症予防法に規定される 1 類・2 類感染症 (結核をのぞく) エボラ出血熱、ペスト、など 11 種	治癒するまで	
第二種	インフルエンザ (1~4 日)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで	
	百日咳 (5~21 日)	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹【はしか】 (7~18 日)	解熱した後 3 日を経過するまで	
	学校で流行しやすい飛沫感染をする感染症	流行性耳下腺炎【おたふくかぜ】 (12~25 日)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん (14~23 日)	紅斑性の発しんが消失するまで	
	水痘【みずぼうそう】 (10~21 日)	すべての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱 (2~14 日)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで	
	結核	病状により、学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎 (3~4 日)		
第三種	急性出血性結膜炎、コレラ、腸チフス 腸管出血性大腸菌感染、細菌性赤痢 流行性角結膜炎、パラチフス	病状により、学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで	
	その他の感染症	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要がある時に限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができる。	

〔 問合せ先：生徒支援グループ 川合 電話：045-311-5826 〕